附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

改正後

別記様式第２号（第３条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　　月　　日生

写
真

上記の者は、食品表示法第８条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官

（裏）

食品表示法抜粋
（立入検査等）
第８条　内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
２・３　（略）
４　前３項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
５　第１項から第３項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
６～９　（略）

（権限の委任等）
第15条　内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
２～５　（略）

第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第８条第１項から第３項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第９条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二　（略）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

改正前

別記様式第２号（第３条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　　月　　日生

写
真

押出スタンプ

上記の者は、食品表示法第８条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官　　印

（裏）

食品表示法抜粋
（立入検査等）
第８条　内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
２・３　（略）
４　前３項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
５　第１項から第３項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
６～９　（略）

（権限の委任等）
第15条　内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
２～５　（略）

第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第８条第１項から第３項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第９条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二　（略）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。